

(写)

令和4年11月28日

新宿区長

吉住 健一様

新宿区特別職報酬等審議会

会長 濱田 一成

新宿区特別職の報酬等の改定について（答申）

令和4年11月28日付け4新総総総第1973号により諮問があった標記の件について、別紙のとおり答申します。

特別職報酬等審議会委員

会	長	濱	田	一	成
会	長職務代理者	渡	辺	芳	子
委	員	井	元	毅	
委	員	大	崎	秀	夫
委	員	小	畑	通	夫
委	員	桑	原	公	平
委	員	松	川	英	夫
委	員	六	田	文	秀

答 申

新宿区特別職報酬等審議会は、令和4年11月28日、新宿区特別職の期末手当の改定について、新宿区長から諮問を受けた。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう公正かつ公平な立場に立って、区政を取り巻く社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡を考慮しながら審議を行った。

本年11月の月例経済報告(内閣府)では、「景気は緩やかに持ち直しており、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とし、また、国は「足下の物価高などの難局を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せ、日本経済の再生を図るべく、『物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策』を迅速かつ着実に実行する。」と述べられている。

区の財政状況は、令和3年度決算では、財政調整基金を取り崩すことなく、9年連続で実質単年度収支が黒字となった。経常収支比率は80.5%と前年度から3.5ポイント改善したものの、依然として高い水準であり、区の財政構造は引き続き硬直化している。また、原油価格・原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化など社会経済情勢の不透明な状況が続いており、地域経済活性化への支援や物価高騰対策など景気動向を見極めた対応が求められる。

一般職員の給与改定については、本年の特別区人事委員会勧告では、特別給の公民較差を解消するため、年間の支給月数を0.10月引き上げる内容となっており、労使協議の結果、令和4年12月期に支給する分から実施される予定である。

特別職の報酬は、その職務内容や社会的責任の重さ、区政を取り巻く社会経済情勢、他団体及び一般職員との均衡を考慮するとともに、区民の理解が得られるものでなければならない。景気回復の中、物価高騰に見合った賃金確保や、一般職員の給与について特別区人事委員会から増額の勧告が出ていること等を勘案すると、特別職も一般職員と同様の増額措置を講ずることが妥当であると判断する。ついては、特別職に係る特別給の年間支給月数を別表のとおり令和4年12月期に支給する分から0.10月引き上げることが妥当であると考えている。

最後に、区長や議員等の特別職におかれては、区民の信頼と負託に応えるべく、引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束後も視野に入れ、安全で安心な区民生活を一日も早く取り戻すことを最重要課題とするとともに、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを要望するものである。

(別 表)

- 1 区長、副区長、教育長、常勤の監査委員及び議会の議員期末手当の年間支給
月数

区 分	現行	改定後	改定内容
期末手当	2. 9 0月	3. 0 0月	0. 1 0月

- 2 改定の実施時期

令和4年12月期に支給する分から